

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、下記のとおり、毎年4月1日付けの等級等ごとの職員数を公表します。

※参考 地方公務員法抜粋

(等級等ごとの職員数の公表)

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表（一）

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事、主事補、保健師、教諭、臨床心理士、看護師、栄養士の職務	79人	19.5%	主事補 主事 保健師・教諭	30人 41人 8人	196人	48.3%	係員級	
2級	主任、保健師、教諭、臨床心理士、看護師、栄養士の職務	70人	17.2%	主任 保健師・教諭	62人 8人				
3級	主査、主任保健師、主任教諭、主任臨床心理士、主任看護師、主任栄養士の職務	47人	11.6%	主査 主任保健師 主任教諭 主任臨床心理士	39人 8人				
4級	副主幹、主任保健師、主任教諭、主任臨床心理士、主任看護師、主任栄養士、行政専門員、消防専門員の職務	97人	23.9%	副主幹 行政専門員	88人 9人	97人	23.9%	係長級	
5級	課長補佐、主幹の職務	49人	12.1%	主幹 課長補佐	24人 25人	63人	15.5%	課長補佐級	
6級	1 参事、総括課長補佐、次長、副署長、副所長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	26人	6.4%	参事 総括課長補佐 副署長	12人 14人				
7級	1 課長、局長、福祉事務所長、教育次長、消防長、署長、所長、事務局長、会計管理者の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度が前項に掲げる職務と同程度のものとして市長が定める職の職務	38人	9.4%	課長 局長 福祉事務所長 教育次長 消防長 署長 所長 事務局長 会計管理者 課参事	23人 3人 1人 1人 1人 1人 2人 3人 1人 2人	50人	12.3%	課長級	
		406人	100.0%			406人	406人	100.0%	

※教育指導主事、再任用（9名）を含む